

# 健康ほくほく通信

図 保健介護課 地域包括支援センター 内線3121、3122

## No. 20 認知症の方が利用できるサービスや制度について

### 1 介護保険サービス

本庁または支所の窓口で申請し、「要支援」「要介護」と認定された方が利用できます。自宅で受けるサービスには、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリなどがあります。訪問介護では、ホームヘルパーが排泄・入浴などの身体介護や、調理・買い物などの生活援助を行います。施設に通って受けるサービスには、日帰りのデイサービスやデイケア、施設に短期間泊まるショートステイなどがあります。デイサービスでは、入浴などの介護を受けたり、レクリエーションに参加したりします。ご本人が家に引きこもりがちな場合、社会とのつながりを保ち、生活に変化をもたらすことができます。また、介護するご家族が自分自身の時間を持つことができるようになります。

### 2 成年後見制度

認知症などによって判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう、成年後見人等が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度です。本人や親族等が後見人の選任を申し立てることで手続きが開始され、家庭裁判所によって成年後見人等が選任されます。判断能力のあるうちに信頼できる親族や友人等と後見契約を結ぶ任意後見制度もあります。

### 3 若年性認知症の方が受けられる支援

65歳未満で発症する「若年性認知症」の場合、条件を満たせば65歳未満の方でも介護保険サービスが受けられます。精神保健福祉手帳を取得すると、自動車税等の税金が軽減される場合があるほか、NHK受信料の減免、公共料金の割引、公営住宅の優先入居などの支援を受けることができます。また、就労や日常生活が困難となった場合、障害年金の支給の対象となります。詳しくは、県が設置する若年性認知症支援コーディネーターにご相談ください。

☎070-3791-0342 月～金曜日（年末年始・祝日除く）10時～15時

北宇和病院  
だより



### 健康診断のすすめ

健診（検診）には町が行う集団健康診査やがん検診の他に各保険団体（国保連合会、健保連、厚生連など）が行う特定健診や労働衛生法に基づいて被雇用者が受ける職場健診などがあります。いずれも基本的に健康な方が気付いていない病気を早期に発見することを目的としています。

健診で「要精査」「要治療」の指摘を受けた方は隠れた病気を見つけるためにもぜひ医療機関での二次検査を受けるようにしてください。

職場健診や特定健診で生活習慣病（高血圧、高脂血症、糖尿病）の疑いを指摘された場合、がん検診で異常を指摘された場合と比較すると精査の受診率が低いように思われます。生活習慣病も早期に発見し治療を行うことで将来の心筋梗塞や脳卒中の発生を抑えることができます。必ず医療機関で二次検査を受けるようにしましょう。

### 編集後記

▼新型コロナウイルスの感染者が減少してきたこともあり、10月はイベントなどが多く、一気に取材先が増えました。休日はほとんどなくなってしまうましたが、やはり地域に活気が出てくるのは嬉しいことです。ね。「予土線FunFun祭り」では、カメラで列車を撮影する多くの方がいました。私は定番の橋の上を走る列車を撮影しましたが、町内で撮影するおすすめスポットがあれば教えてほしいです。（史）

### 今月の1枚



旅をする蝶として知られる「サギマダラ」。漫画「鬼滅の刃」に登場する人気キャラクター「胡蝶しのぶ」のモデルとも言われ、子どもたちが人気の高まっている。町内でも好藤地区や日吉地区に植えられたフジバカマに飛来していました。写真は10月15日に東仲で撮影しました。